


パブリックコメント手続実施要項（案）

作成日：令和4年(2022年)11月18日

案件の名称	「箕面市支援教育充実検討委員会の答申」(素案)	
パブリックコメント手続実施の目的	「箕面市支援教育充実検討委員会の答申」(素案)について、広く市民の声を聴くため、素案を公表し、意見を募集します。	
実施部局名	子ども未来創造局 人権施策室	
(問い合わせ先)	子ども未来創造局 人権施策室 (電話:072-724-6921)	
パブリックコメントの対象となる資料	(1) 箕面市支援教育充実検討委員会の答申素案 (2) 箕面市支援教育充実検討委員会の答申素案に係る説明資料	
閲覧方法と閲覧場所	(1) 市ホームページ (アドレス https://www.city.minoh.lg.jp/shisei/iken/public_com/index.html) (2) 子ども未来創造局人権施策室 (稲 1-14-5、箕面市役所第三別館) (3) 行政資料コーナー (箕面市役所 別館1階 12 番窓口) (4) 箕面市役所豊川支所、止々呂美支所 (5) 西南生涯学習センター (6) 中央・東・桜ヶ丘・西南・小野原・船場図書館 (7) らいとぴあ 21 (8) みのおライフプラザ (9) みのお市民活動センター (10) 各市立保育所、幼稚園、小中学校、 ※(2)から(4)は、市役所開庁日の8時45分から17時15分まで ※(5)から(10)は、各施設の開館日、開館時間中。	
意見等の提出期間	令和4年(2022年)12月5日(月)から令和5年(2023年)1月4日まで(水)まで(消印有効)	
意見等の提出方法	次のうちいずれかの方法で提出してください。 (1) 閲覧場所の窓口への提出 (2) 郵便による送付 (3) ファックスによる送付 (4) 電子申請システム(LoGo フォーム)による送付 ※閲覧場所の窓口意見書のひな形をご用意していますので、ご利用ください。 (自由な形式で提出していただいてもかまいません。)	LoGo フォーム QR コード 

<p>意見等を提出できるかた</p>	<p>(1) 本市にある保育所・幼稚園・認定こども園に在籍する子どもの保護者 (2) 本市にある小学校に在籍する子どもの保護者 (3) 本市にある中学校に在籍する子どもの保護者 (4) 本市にある高校に在籍する子どもの保護者 (5) 本市にある大学・専門学校等に在籍しているかた (6) 本市にお住まいのかた (7) 本市に事務所又は事業所がある事業者 (8) 本市にある学校に在学しているかた (9) 本市にある事務所又は事業所に勤務しているかた (10) 本市に対して納税義務を有しているかた (11) 上記(6)から(10)に該当するかたで構成された団体</p>
<p>意見等を提出する際の必要記載事項</p>	<p>(1) 意見を提出しようとする素案の名称 (2) 氏名及び住所(上記の「意見等を提出できるかた」のうち(7)～(9)に該当するかたにあたっては名称及び所在地、(10)に該当する団体にあっては、団体名及び団体事務局所在地) (3) 上記の「意見等を提出できるかた」のうち、該当する区分</p>
<p>提出された意見等及び市の考え方の公表方法</p>	<p>「閲覧方法と閲覧場所」に記載の方法・場所で公表します。 公表期間:令和5年(2023年)1月下旬を予定。 ※意見提出者への個別回答はいたしませんのでご了承ください。</p>
<p>備考</p>	<p>子ども未来創造局 人権施策室 住所 〒562-0015 稲 1-14-5 箕面市役所第三別館 TEL 724-6921 FAX 725-8360</p>